

## IASB Update

### 2018年10月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2018 年 10 月 24 日（水）と 25 日（木）にロンドンの IFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- [開示に関する取組み：会計方針](#)
- [のれんと減損](#)
- [適用：繰延税金 — 資産及び負債の税務基準額](#)
- [保険契約](#)
- [経営者による説明](#)
- [料金規制対象活動](#)
- [IFRS 基準に関する趣意書の更新](#)
- [基本財務諸表](#)

#### 開示に関する取組み（アジェンダ・ペーパー11）

審議会は 2018 年 10 月 24 日に会合し、下記について議論した。

- 的を絞った基準レベルの開示のレビューの進捗状況
- 企業がどの会計方針を開示すべきかを決定する際に、IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」（重要性に関する実務記述書）における 4 ステップの重要性プロセスを適用する助けとなることを意図したガイダンス及び設例

#### カバー・ペーパー（アジェンダ・ペーパー11）

審議会は、的を絞った基準レベルの開示のレビューの進捗状況に関してスタッフから口頭でのアップデートを受けた。審議会は何も決定を求められなかった。

#### ガイダンス（アジェンダ・ペーパー11A）

審議会は、必ずしも重要性のある取引その他の事象又は状況に関連した会計方針のすべてがそれ自体に重要性があるというわけではない旨を明確化することを暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこの決定に賛成し、1 名が反対した。

#### 関連情報

今後の IASB 会議：

2018 年 11 月 12 – 16 日

2018 年 12 月 10 – 14 日

2019 年 1 月 22 – 23 日

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去の IASB Update はこちら](#)

[要約のポッドキャスト](#)

過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は [こちら](#)

[プロジェクト作業計画](#)

プロジェクト作業計画は [こちら](#)

審議会は、重要性のある取引その他の事象又は状況に適用する会計方針がそれ自体に重要性があるかどうかを企業が判断する助けとするためのガイダンス及び設例の開発を継続することを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

#### 今後のステップ

審議会はスタッフに、若干の追加的な分析を行うよう依頼しており、今後の会議で会計方針の開示に関する議論を継続する予定である。

## のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

審議会は2018年10月25日に会合し、のれんと減損に関するリサーチ・プロジェクトに関する議論を継続した。

#### 行うべき追加的な作業（アジェンダ・ペーパー18A）

審議会は、このリサーチ・プロジェクトに関してディスカッション・ペーパーの文案作成の前に行うべき追加的な作業と、その作業の時期について議論した。

審議会は何も決定を行わなかった。

#### 企業結合、のれん及び減損に関するより適切な開示の識別（アジェンダ・ペーパー18B）

2018年7月の会議で、審議会は、このリサーチ・プロジェクトについて3つのリサーチ目的を設定した。1つの目的は、企業結合が良い投資意思決定であったかどうか、また、取得後において、取得した事業の業績が取得時に期待されたとおりであるかどうかを投資者が評価できるようにするために、開示要求を改善する方法を探求することである。

審議会は、スタッフはIFRS第3号「企業結合」及びIAS第36号「資産の減損」におけるすべての開示要求の完全なレビューを行うべきではないと暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名は欠席した。

#### ディスカッション・ペーパーの概要（アジェンダ・ペーパー11）

審議会はディスカッション・ペーパーの概要をレビューし、審議会メンバーはスタッフが考慮すべきコメントを提供した。

審議会は何も決定を求められなかった。

#### 今後のステップ

審議会の協議グループから11月と12月にフィードバックが得られる予定であり、スタッフが今後の会議で審議会に報告する。

## 適用（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は2018年10月24日に会合し、適用及び維持管理のプロジェクトについて議論した。

#### IFRIC®のアップデート（アジェンダ・ペーパー12A）

審議会は、IFRS解釈指針委員会（委員会）の2018年9月会議に関するアップデートを受けた。この会議の詳細はIFRIC Updateで公表された（アジェンダ・ペーパー12A）。

審議会は何も決定を求められなかった。

## 繰延税金：資産及び負債の税務基準額（IAS 第 12 号「法人所得税」）－ アジェンダ・ペーパー12B 及び 12C

審議会は、IAS 第 12 号「法人所得税」の狭い範囲の修正を提案するという委員会の提言について議論した。この修正案は、企業がリースや廃棄債務などの取引を資産と負債の両方を認識することによって会計処理する場合の、繰延税金の認識に関するものである。

提案する狭い範囲の修正は、IAS 第 12 号の第 15 項及び第 24 項における当初認識の免除を狭めて、将来加算一時差異と将来減算一時差異の両方を生じさせる取引には、当該一時差異について認識される金額が同じである範囲で、適用しないようにするものとなる。

審議会メンバー全員が委員会の提言に賛成した。

### 今後のステップ

審議会は、今後の会議で経過措置及びデュー・プロセスについて議論する。

## 保険契約（アジェンダ・ペーパー2）

審議会は 2018 年 10 月 24 日に会合し、IFRS 第 17 号「保険契約」の適用を支援するための作業（2018 年 9 月 26 日から 27 日に開催された IFRS 第 17 号「保険契約」に関する移行リソース・グループの会議を含む）に関するアップデートを受けるとともに、IFRS 第 17 号の考え得る修正を評価するための判断基準を検討した。

### 2018 年 9 月 26 日から 27 日に開催された IFRS 第 17 号「保険契約」に関する TRG の要約（アジェンダ・ペーパー2A）及び要望提出ログ（アジェンダ・ペーパー2B）

審議会は、2018 年 9 月 26 日から 27 日に開催された移行リソース・グループの第 3 回会議に関するアップデートを受けた。審議会は何も決定を求められなかった。

### IFRS 第 17 号の考え得る修正を評価するための判断基準（アジェンダ・ペーパー2C）

審議会は、今後の会議で、移行リソース・グループ及び他の利害関係者が議論した懸念及び適用上の課題（IFRS 第 17 号のコストと便益に関するものを含む）のいずれかが、IFRS 第 17 号の要求事項を修正する必要性を示唆しているかどうかを検討する予定であることに留意した。

審議会は、IFRS 第 17 号の何らかの修正を提案する際に、修正の必要性の立証に加えて、スタッフは提案が下記の要件を満たすことを示さなければならないと暫定的に決定した。

- a. 修正により、IFRS 第 17 号で財務諸表利用者に提供されるはずの情報と比較して、有用な情報の大幅な喪失が生じないこと。すなわち、修正は下記のことを避けること。
  - i. IFRS 第 17 号を適用する企業の財務諸表における情報の目的適合性及び忠実な表現を低下させること
  - ii. 比較可能性の低下や IFRS 基準（IFRS 第 17 号の基準内を含む）における内部的な不整合を生じさせること
  - iii. 財務諸表利用者にとっての複雑性を増大させ、それにより理解可能性を低下させること
- b. 修正により、すでに進行中の導入作業が混乱したり、当基準（既存の広範囲の保険会計実務における多くの欠陥に対処するために必要とされている）の発効日を過度に遅延させるリスクを生じたりしないこと。

14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

## 懸念及び適用上の課題（アジェンダ・ペーパー2D）

審議会は、利害関係者が IFRS 第 17 号の要求事項に関して指摘した主要な懸念及び適用上の課題の概要について議論した。

審議会は何も決定を求められなかった。

### 今後のステップ

今後の会議で、審議会は、懸念及び適用上の課題が、すでに審議会が提案することを暫定的に決定している年次改善以外に、IFRS 第 17 号の要求事項を修正する基準設定の必要性を示唆しているかどうかを検討する。審議会は、IFRS 第 17 号の発効日に対する影響についても検討する。

## 経営者による説明（口頭でのアップデート）

審議会は 2018 年 10 月 24 日に会合し、このプロジェクト及び 2018 年 9 月に開催された諮問グループからの主要なメッセージについてアップデートを受けた。審議会は何も決定を求められなかった。

### 今後のステップ

審議会は、11 月のボード会議で、本プロジェクトの目的についての議論を開始する予定である。

## 料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

審議会は 2018 年 10 月 25 日に会合し、開示目的及び定義された料金規制から生じる時点差異に関する要求事項についての 2018 年 10 月の会計基準アドバイザー・フォーラムについてのアップデートを受けた。スタッフは、開発中の定義された料金規制会計モデルの他の側面について審議会と議論する計画も示した。

審議会は何も決定を求められなかった。

### 今後のステップ

審議会は、今後の会議で、表示及び開示に関する議論を継続する予定である。

## IFRS 基準に関する趣意書の更新（アジェンダ・ペーパー28）

審議会は 2018 年 10 月 24 日に会合し、「IFRS 基準に関する趣意書」（趣意書）の更新について議論した。

審議会は、現在では IFRS 基準のほか IFRS 財団の「定款」又は「デュー・プロセス・ハンドブック」がより適切にカバーしている情報を削除することを暫定的に決定した。

審議会は、「趣意書」の修正は公開の協議を要しないということも暫定的に決定した。

14 名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

### 今後のステップ

改訂後の「趣意書」は、2018 年 12 月半ばに刊行予定の「Required IFRS Standards 2019」に始まって、基準のすべての合冊版（bound volume）に掲載されることになる。「趣意書」の改訂案は、その時まで審議会のウェブサイトで維持される。

## 基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

### 小計の記述（アジェンダ・ペーパー21A）

審議会は2018年10月24日に会合し、審議会が財務業績の計算書に関して提案している3つの小計の記述について議論した。

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 3つの提案する小計のうちの1つを「営業損益」として記述すべきである。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。
- b. これまで「連結企業から生じる事業利益」として記述されていた小計は「営業損益」として記述すべきである。14名の審議会メンバーのうち10名がこの決定に賛成し、4名が反対した。
- c. これまで「投資収益／費用、財務収益／費用及び法人所得税前利益」として記述されていた小計は、「営業損益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業に係る持分法投資損益」として記述すべきである。14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。
- d. これまで「財務収益／費用及び法人所得税前利益」として記述されていた小計は、「財務及び法人所得税前利益」として記述すべきである。14名の審議会メンバーのうち9名がこの決定に賛成し、5名が反対した。

審議会は、財務業績の計算書における小計は、当該小計が表現するものを忠実に表現すべきであることに留意した。したがって、審議会は、場合によっては改訂後の基準における例示の使用を通じて、下記のことを明確化することを暫定的に決定した。

- a. 「利息及び税金前利益」（EBIT）という名称は、上記dで言及した小計の忠実な表現とはならない。
- b. 「利息及び税金前利益」という名称を付した経営者業績指標は、当該経営者業績指標に含まれるものを忠実に表現すべきである。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

### 今後のステップ

審議会は、今後のボード会議で、本プロジェクトの範囲に含まれるトピックの議論を継続する。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。